

令和8年度

多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー



機器等導入補助金のご案内



多摩市では、創エネルギー・省エネルギー機器を市内の自らの居住する住宅に新たに設置する方を対象に、本体購入費用及び設置費用の一部を補助することにより、低炭素化及び省エネルギー化に向けた取組を支援し、脱炭素社会の実現及び地球温暖化の防止に寄与することを目指しています。

【補助対象機器等】

■ 住宅用太陽光発電システム

■ 蓄電システム

※ただし、住宅用太陽光発電システムが設置済みの場合、もしくは同時導入の場合に限ります

■ 断熱窓

【申請受付期間】

令和8年4月1日(水曜日) ~ 令和9年3月31日(水曜日)

※予算額の3,000万円に達し次第、受付を終了します

【問合せ・申請先】

多摩市役所 環境部 環境政策課 (東庁舎1階)

〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1

電話 042-338-6831(直通)・FAX 042-338-6857

受付時間:午前9時~12時、午後1時~5時

※出張所での申請は受け付けておりません。

環境政策課の窓口、オンライン又は郵送での受付になります。

◎令和8年度より太陽光発電システムの宅用重点対策加速化事業補助金との併用及びオンラインでの申請ができるようになりました。是非、ご活用ください。

○住宅用重点対策加速化事業補助金との併用について(要事前申請)

令和8年度の補助金より、住宅用太陽光発電システムと蓄電池システムを同時に設置する方については、本補助金の申請要件及び住宅用重点対策加速化事業補助金の要件を満たした場合、本補助金と住宅用重点対策加速化事業補助金との一部併用が可能になりました。是非、ご活用ください。

※住宅用重点対策加速化事業補助金は4月末頃から開始予定です。

補助金額の目安

例)市内事業者を利用して 5kW の住宅用太陽光発電システムと蓄電池を既存住宅に同時設置した場合

・本補助金のみ利用

→5kW×3万円(太陽光分)+6万円(蓄電池分) =計 21万円(最大値)

・住宅用重点対策加速化事業と併用した場合

→5kW×(3万円+3万円)(太陽光分)+20万円(蓄電池) =計 50万円(最大値)

※それぞれの補助額は住宅用太陽光発電システム及び蓄電システムに関して補助金を上限額まで交付された場合の金額になります。

※併用には住宅用重点対策加速化事業の事前申請が必要になります。

要件等の詳細は下記 URL 又は右記 QR コードより案内をご覧ください。

(多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金)

<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kankyo/ondanka/hojo/1015831.html>



○オンラインでの申請について

令和8年度の補助金より、オンラインでの申請が可能になりました。インターネットから申請ができます。交付申請書兼請求書(第1号様式)以外の提出資料に関しては申請フォームよりアップロード(スマホでの申請の際は、写真での撮影も可)が必要となりますので、ご準備ください。また、提出資料に関しては申請フォーム内にて詳細な説明を準備しておりますので、合わせて確認をお願いします。

1. 申請方法について

下記 URL 又は右記の QR コードより申請フォームに進めます。

(住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金申請フォーム)

・URL・・・<https://logoform.jp/form/4N4o/1478595>



2. 提出資料について

オンライン申請では提出資料に関して、全て電子データでの提出となります。

設置後の写真など複数枚にわたる場合には1つのファイルにまとめた提出をお願いします。

(フォーマットのサンプルなどは申請フォーム内に掲出してあります。)

1 対象となる方(申請者の要件)

- ① 申請日において多摩市内に住所を有し、居住する方(住民基本台帳に記載されている方)
- ② 新たに購入した未使用の補助対象機器等を自らが居住する住宅に設置し、使用を開始した方。
※住宅を共同又は他のものが所有している場合は、設置の同意を受けていること
- ③ 令和2年度から令和7年度までにおいて市から同種の補助金の交付を受けていないこと。
- ④ 申請日までに到達する直近の納期限を除く市税を滞納していないこと。
- ⑤ 断熱窓を設置する場合の工事について管理組合の承認が必要なときは、承認を得ていること。

2 対象設置期間

申請受付日において、設置日から6ヵ月以内

※申請受付日において、設置日から6ヵ月以内のものであれば、令和7年度中に設置したのも対象となります。

3 申請受付期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで(郵送の場合は3月31日**必着**)

受付時間 平日の午前9時～12時、午後1時から午後5時まで

先着順となります。申請受付期間内であっても受付を終了していることがあります。

※オンライン、郵送もしくは環境政策課の窓口で申請ください。

※提出書類に不足・不備がある場合は受付できませんので、余裕をもってご申請ください。

4 補助金額及び補助上限額

【補助金額及び補助上限額表】

機器等名	補助率	市内事業者利用 補助上限額	市外事業者利用 補助上限額
太陽光発電システム (新築住宅)	—	1.5万円/kW 上限5kW(7.5万円)	1万円/kW 上限5kW(5万円)
太陽光発電システム (既存住宅)	—	3万円/kW 上限5kW(15万円)	2万円/kW 上限5kW(10万円)
蓄電システム	1/4	6万円	4万円
断熱窓	1/4	6万円	4万円

※計算に使用するkW(公称最大出力)は太陽光電池のもの、小数点以下2桁未満切り捨てで計算

交付申請金額は1,000円未満切り捨て

- 本事業で対象とする新築住宅とは、新築する住宅において、同時に設置した場合を指します。
- 本事業の補助対象経費とは、本体購入費用及び、設置に係る費用(消費税を除く)を指します。
- 各種対象機器について、補助対象経費の額を超えない範囲での補助になります。
- 補助金の交付額は、【補助金額及び補助上限額表】に定める上限額が限度です。国、東京都等から補助金の交付を受ける場合は、申請書に記載をすると共に、補助対象経費の額から当該補助金の額を差し引いた額で交付額の計算をしてください。
- 機器等設置費用には、諸経費等の内容が明確でないもの、交通費等の直接必要のない経費は含まれません。また、値引きを受けている場合は、値引き後の金額から補助対象経費を計算してください。
- 内訳書について、機器費一式と記載があるものについては、受領できません。必ず詳細な情報のご記入をお願いします。

5 補助対象機器等

【共通注意事項】

- 複数の機器等を組み合わせたの申請はできません。当該年度の申請は、住宅用太陽光発電システムと同時に蓄電システムを設置する場合を除き、申請は1世帯1回のみです。
- 令和2年度から令和7年度までにおいて、申請者及び同世帯の方が市から同様の補助金の交付を受けている場合は対象外となります。ただし、住宅用太陽光発電システムの交付を受けている方が、新たに蓄電システムを設置する場合に限り対象となります。
- 補助対象となる機器は新たに購入した、未使用のものに限ります。

◆住宅用太陽光発電システム

下記①～④のすべての条件を満たすもの

- ① 一般財団法人電気安全環境研究所又は国際電気標準会議のIECEE－PV－FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの又はこれに準じた性能を持つと市長が認めるもの
- ② 太陽電池の公称最大出力合計が1kW以上のもの
- ③ システムから供給される電力が、住宅の居住の用に供する部分で使用されていること
- ④ 電気事業者と接続契約を締結しているものであること

【注意事項】

- 電力会社への申請費用は対象外経費となります。補助対象経費から差し引いてください。
- 本事業では、ポータブル式の太陽光発電システムは補助対象外となります。また、リース品についても補助対象外となります。
- ソーラーカーポートについては、別途補助制度がございます。「多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金のご案内」を参照ください。

<モジュール認証登録リスト 一般財団法人電気安全環境研究所>

<https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html>

※太陽光パネルには有害物質(鉛、セレン等)を使用しているものがあります。撤去する場合は、住宅メーカーや施工店、太陽光パネルメーカーなど専門業者にご確認の上、適正な処分をお願いします。処分の方法等については、国のガイドランや東京都のホームページでご確認ください。

<環境省 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン>

https://www.env.go.jp/page_00817.html

<東京都 太陽光パネルの処分に関すること>

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/recycle

◆蓄電システム

下記の①～②のすべての条件を満たすもの

- ① 国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業において補助の対象となる機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されるもの又はこれに準じた性能をもつと市長が認めるもの、かつ住宅用太陽光発電システムと連系されているもの
- ② 蓄電システムは住宅用太陽光発電システムが設置しており、蓄電システムと連系し、原則として住宅用太陽光発電システムで発電した電気を蓄えて使用しているもの

【注意事項】

- 本事業では、ポータブル式の蓄電池・リース品についても補助対象外となります。
- 蓄電システムのための申請の場合は、住宅用太陽光発電システムを設置し、使用していることがわかる書類の写し(購入実績お知らせサービスの写しなど)を提出していただく必要があります。
- IoT 機器については、セット品として組み込まれている場合は、補助対象とみなします。ただし、カタログなどにオプション品等として別に記載がある場合は、補助対象外とみなします。

<環境省による ZEH 補助金対象機器 (一社)環境共創イニシアチブ>
<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>

◆断熱窓 (既存住宅の改修のみ補助対象)

下記の①～③のすべての条件を満たすもの

- ① 国が実施する既存住宅における断熱リフォーム支援事業における補助の対象となる機器として、公益財団法人北海道環境財団に登録されている又はこれに準じた性能を持つと市長が認めるもの
- ② 1居室単位で「内窓として設置」「既存の窓枠ごと(サッシ及びガラス)の交換」「既存の窓ガラスのみの交換(カバー工法(建具交換含む))」のいずれかの方法で設置されているもの
- ③ 熱貫流率が $2.3\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下に改善されるもの

【注意事項】

- **居室のみが補助対象**となります。1居室内に窓が複数箇所ある場合は、その全てを断熱改修する必要があります。ただし、天窗、ルーバー窓、間仕切壁の窓、ガラスの面積が 0.2m^2 未満の換気小窓及び断熱化済みの窓(熱貫流率が $2.3\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下のもの)は補助対象外となるため、改修の必要はありません。
居室の主な例: キッチン、リビング、ダイニング、書斎、寝室等
- 断熱窓設置に係る工事について管理組合の承認が必要な場合にあつては、当該承認を得ていることが必要になります。また、管理組合による大規模改修等による改修は対象外となります。
- 交付申請時に設置前と設置後の状態を示す写真を提出していただく必要があります。
- 施工する窓に通し番号を振る等、領収書及びその内訳書とカタログ・写真・設置図の窓がそれぞれ合致するよう記載をお願いいたします。

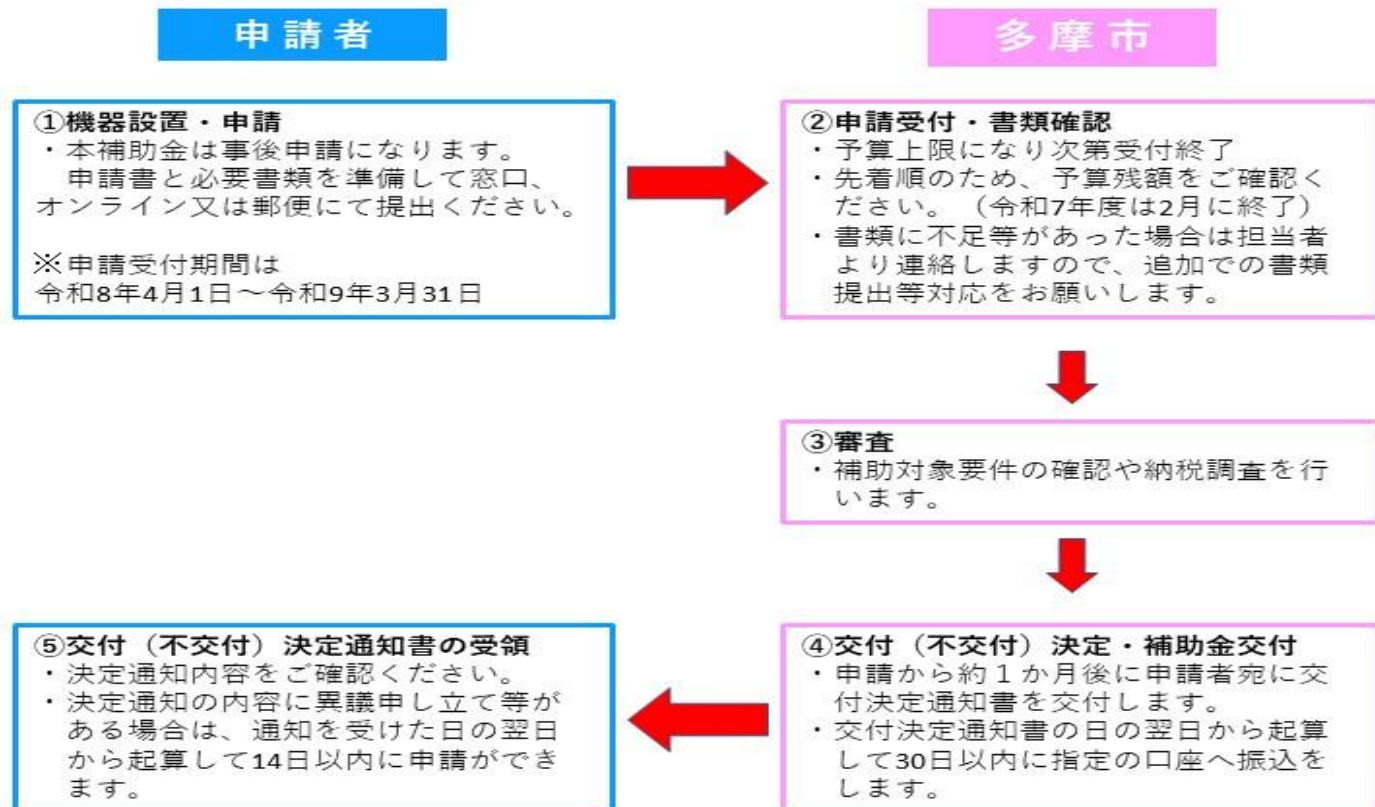
<補助対象機器検索 (公益社団法人北海道環境財団)>
<https://ekes.jp/>

6 予算額について

総額 3,000万円

予算に達し次第、受付を終了します。

7 補助金交付までの流れ



⑤ 住宅の所有権が確認できる書類の写し ※(1)～(3)のいずれか1点

・住宅を共有で所有又は他人名義の場合は、補助対象機器等を設置することについての同意書を添付してください。

- (1) 登記事項証明書(建物) (令和8年1月1日以降に発行されたもの)・・・法務局にて発行(有料)
※登記情報提供サービスの写しは不可
- (2) 令和8年度 家屋評価証明書・・・多摩市役所課税課にて発行(有料)
※共有者がいる場合は全員
- (3) 令和8年度 課税資産明細書・・・多摩市役所課税課より所有者(代表者)へ発行
※共有者の氏名等が記載されないため、単独所有の場合のみ可

⑥ 補助対象機器等の設置日が確認できる書類

・保証書、施工完了書、引き渡し証明書の写しなど。
・任意の書式で構いません。

⑦ 補助対象機器等の設置後の写真

・カラー写真で設置状況がはっきりと分かるもの。
・オンライン申請の場合は複数枚ある場合は1つのファイルにまとめてください。

⑧ アンケート

・オンライン申請の方は申請の中に含まれているため、別途の提出は必要ありません。
・補助金申請を紙で提出している方のうち、電子アンケートで回答されている方は別途の提出は必要ありません。

⑨ 市内事業者を利用したことが確認できる書類(該当者のみ提出)

・申請書に記載いただいた市内事業者が本事業に関連することがわかるような同一の法人名や住所が記載されている書類。ただし、領収書などに記載されている場合は提出不要。
※オンライン申請の場合は領収書を再度アップロード

⑩ その他市長が必要と認める書類(該当者のみ提出)

・その他、審査に必要な書類を求めることがあります。その際は、個別に連絡させていただきます。

【住宅用太陽光発電システムの申請に必要な書類】

① 出力対比表

- ・太陽光パネル(モジュール)の型式、公称最大出力、測定出力、枚数を確認できるもの。
※メーカーが発行していない場合、各パネルの製造番号が分かるもの(バーコード)の貼付と公称最大出力(合計値含む)の記載をお願いします。

② 発電した電気を住宅で使用していることが確認できる書類 ※(1)～(3)のうちいずれか1点

- (1) 接続契約のご案内
- (2) 電力会社が提供する「発電者情報」(契約者、契約住所等)が記載されているページの写し
- (3) 購入電力量のお知らせなど

③ パネルの枚数と配置が確認できる設置図

- ・屋根の図面と配置場所、枚数がわかるもの。

【蓄電システムで必要な書類】

① 住宅用太陽光発電システムを設置し、使用していることがわかるもの ※(1)～(2)のうちいずれか1点 ※住宅用太陽光発電システムと同時設置の場合は不要

- (1) 直近月の電力会社による電力買取明細
- (2) 太陽光モニター等で発電していることがわかる写真(日付あり、蓄電システム設置日以降のもの)

② 設置場所が確認できる平面図

- ・家の敷地内において、どこに設置をしているかが確認できるもの
- ・建築時における面図又は新たに作成したものに記載してください。

【断熱窓で必要な書類】

① 設置前の状態を示す写真(カラー写真)

- ・設置後にも同様の写り方で撮影ができるような位置からの写真。
- ・窓全体が写るようなもの
※必ずカラー写真でのご提出をお願いします。

② 窓の位置、数量及び開口面積を確認できる設置図

- ・家の図面等の窓の位置がわかるもので、どの種類の窓をどこに設置したかが明確にわかるように補記したもの。
- ・改修した窓に附番をし、設置前設置後の両写真、窓の仕様が分かる書類に同じ番号を附番してください。
- ・補助対象外の窓がある場合、
天窓、ルーバー窓、間仕切壁の窓、…窓の種類を記入
ガラスの面積が 0.2 m²未満の換気小窓…開口面積を記入
断熱化済みの窓(熱還流率が 2.3W/m²・K 以下のもの)…「断熱化済み」と記入し、仕様がわかる書類を提出してください。

③ 設置工事について管理組合の承認が必要な場合は、当該承認を得ていることが確認できる書類の写し

- ・集合住宅における出窓など共用部の一部とされている部分を改修される場合は提出をお願いします。

9 市内事業者利用について

補助対象機器等の購入、設置いずれかについて多摩市内に事業所等を有する事業者を利用した場合、補助金額・補助上限金額が増額されます。市域経済活性化のために、積極的なご利用をお願いします。

機器等名	補助率	市内事業者利用 補助上限額	市外事業者利用 補助上限額
太陽光発電システム (新築住宅)	—	1.5万円/kW 上限5kW(7.5万円)	1万円/kW 上限5kW(5万円)
太陽光発電システム (既存住宅)	—	3万円/kW 上限5kW(15万円)	2万円/kW 上限5kW(10万円)
蓄電システム	1/4	6万円	4万円
断熱窓	1/4	6万円	4万円

- 領収書等に事業者名及び市内住所の記載がある場合は追加で提出するものではありません。
- 領収書等に事業所名及び市内住所の記載がない場合は、購入・設置のいずれかを行ったことが分かる書類の提出が必要となります。多摩市役所ホームページ内の本補助金に関するページに様式を掲載しておりますが、任意の様式で構いません。
- 領収書等に記載がなく、追加の書類の提出もない場合は市内事業者の利用を認められません。

(参考:市内組合加入事業者リスト)

多摩市住宅建設組合

会社名	担当者	住所	電話番号	FAX 番号
大久保工務店	高橋 智紀	多摩市和田1911	042-371-1563	042-371-0285
(株)小暮工務店	小暮 知則	多摩市一ノ宮1-32-7	042-375-6230	042-371-1536
(株)斉藤工務店	斉藤 幸治	多摩市東寺方 1-20-1	042-401-9318	042-374-0422
(株)嶋田建設	嶋田 洋平	多摩市聖ヶ丘 3-39-4	042-375-7502	042-375-7504
宿村工務店	宿村 忠夫	多摩市落川 1155	042-374-0517	042-372-7755
創栄建設(株)	長谷川 聡	多摩市諏訪 3-7-23	042-375-8389	042-375-8398
(有)巧ホーム	金澤 亨	多摩市馬引沢 1-13-7	042-337-5501	042-337-5503
(有)多摩住宅	三浦 圭二	多摩市諏訪 1-18-25	042-374-0706	042-374-0708
(有)本間建築	本間 健児	多摩市和田 16-1	042-373-9392	042-375-3768

東京土建一般労働組合多摩・稲城支部

担当者	住所	電話番号	FAX 番号
佐々木 陽介	多摩市諏訪 1-7-26	042-373-3888	042-337-0676

10 設置写真ご提供のご協力のお願い

- 本補助金の周知等のため、申請の際に提出いただいた設置後の写真を市の広報紙等に使用することのご協力をお願いしています。同意・不同意につきましては申請書に記入欄がありますので、ご回答ください。
- 利用の際には個人が特定されることのないよう加工等させていただきます。

11 よくある質問

No,	質問	回答
1	郵送で提出したが、届いているか不安です。届いているか問合せできますか。	電話での問合せはできません。追跡可能な方法(レターパック、特定記録、書留等)をおすすめします。
2	国や都の補助金も申請していますが、市の補助金も申請はできますか？	申請できます。 その際に、補助対象経費から国や都から受け取った、もしくは受け取る予定の金額を差し引いて申請書に記入していただく必要があります。また、交付申請書兼請求書(第1号様式)の裏面に国や東京都からの補助金額(予定含む)の記載をお願いします。
3	申請時点で全ての書類を揃えることができません。どうしたらいいでしょうか。	必要書類が全て揃っていない場合は受付できません。
4	要件に「税の滞納をしていないこと」とありますが、非課税の場合でも申請はできますか？	申請できます。 ただし、令和7年度以前の滞納があった場合、補助金の交付をすることができません。
5	賃貸住宅に住んでいて窓を改修しようと考えています。申請はできますか？	可能です。ただし、住宅の所有者(オーナー)の同意書の提出が必要となります。
6	多摩市に転入予定ですが、申請日にはまだ多摩市に転入していません。申請はできますか？	申請日において多摩市内に住所を有し、居住する方が対象になるため、申請はできません。
7	内訳がわかる書類とはなんですか？	補助対象経費の確認のために、経費ごとの明細がわかる内訳書を出していただく必要があります。 内訳の記載のある請求書や見積書の合計金額が領収書の金額と一致している場合、代用していただけます。 また、市でも様式を用意していますので、ご利用ください。
8	領収書がない場合はどうすればいいですか？	金融機関発行の証明書の提出をお願いします。 例：ローン契約明細書・ATM 口座振込明細・ATM 現金振込明細・金融機関窓口での振込明細・ネットバンキングの振込履歴画面の印刷・クレジットカードの利用明細・電子マネー・デビットカード等の支払明細など